

協議事項

・ 協議会における分科会の設置について

地域ごとの公共交通の利用に係る住民の意向やアイデアを把握し、計画策定の検討材料とするためには、既存の協議会により専門的な調査・検討を行うことのできる、「分科会」の設置が必要となる。

このことから、余市町地域公共交通活性化協議会設置要綱第 7 条の規定に基づき、「分科会」を設置し、同条第 2 項に基づき、「余市町地域公共交通活性化協議会分科会設置要領」を制定することとする。